

労働相談及びあっせんの概要

(令和7年度)



東京都産業労働局

まえがき

東京都では、都内6か所に設置した労働相談情報センターで、労使や都民の皆様から、常時、労働問題全般についての相談を受けています。また、労働相談を受ける中で、当事者間での自主的な問題解決が困難な場合には、当事者である労働者及び使用者の要請を受けて、労使間の問題解決の支援をする「あっせん」を行っています。

この冊子は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間に受けた労働相談及びあっせんの状況についてご理解いただくために作成したものです。

令和7年度の労働相談件数は、50,003件となり、前年度より5,563件(12.5%)増加しました。また、労働相談から「あっせん」に移行した件数は263件で、前年度より5件(1.9%)減少しました。

相談内容では、最多項目は「職場の嫌がらせ」(12,759項目)で、以下、「退職」9,371項目、「労働契約」7,653項目、「解雇」5,436項目、「休職・復職」5,045項目が上位5項目となっています。

労働問題で悩みを抱える労使双方に対し、東京都は長年にわたり問題解決のための助言や適切な示唆等を行ってきました。各事務所での来所相談に加え、都民の方々が気軽に相談できる窓口として、労働問題の電話相談専用ダイヤル『東京都ろうどう110番』を開設しています。

令和4年度には、PCやスマートフォン等から行えるオンライン相談、多摩地域の自治体等5か所に設置の労働相談専用端末から行える遠隔相談、24時間自動応答で労働問題の疑問に答える「労働相談チャットボット」をそれぞれ開設し、令和5年度からは、LINEの通話機能を利用した電話相談を開始しました。また、令和6年度からは、労働相談情報センター青山事務所(はたらく女性スクエア)において、女性の労働問題に関する相談を受けています。

今後とも労働相談情報センターは、身近な労働相談の窓口として、また、労使間のトラブルを未然に防止するための情報発信拠点として、広く都民の皆様のお役に立ちたいと考えています。

本冊子が、東京都の労働相談業務について、ご理解いただく一助となれば幸いです。

令和8年6月

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

目 次

I	労働相談の状況	1
1	労働相談の状況	3
2	労働相談の内容	8
3	労働相談の受理形態等の状況	10
4	街頭労働相談等	12
5	関連事業	14
II	あっせんの状況	15
1	あっせんの状況	17
2	あっせんに要した日数	19
3	あっせんの内容	20
4	あっせん事例	21
III	労働相談のテーマ別状況	25
1	パート・アルバイト労働相談	27
2	派遣労働相談	31
3	外国人労働相談	35
4	職場の嫌がらせに関する労働相談	40
5	セクシュアルハラスメントに関する労働相談	43
6	マタニティハラスメントに関する労働相談	46
7	メンタルヘルスに関する労働相談	48
8	心の健康相談	51
IV	統計表	57
	労働相談情報センターのご案内	63